

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 附 則（平成24年11月21日規則第86号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 1,4-ジオキサンについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置された事業所（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、平成24年11月25日から適用する。</p> <p>3 改正後の別表第11による1,4-ジオキサンに係る規制基準については、附則別表の中欄に掲げる業種に属する場合に限り、<u>平成30年 5月24日</u>までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>4 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。 （条例第46条第5項に規定する規則で定める日）</p> <p>5 この規則により新たに特定有害物質となった物質に係る川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第46条第5項に規定する規則で定める日は、施行日とする。ただし、同条第2項の規定は、施行日前に設置されている施設（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）については、当分の間、適用しない。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">排水指定物質の種類</th> <th style="width: 20%;">業種</th> <th style="width: 60%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>エチレンオキサイド製</td> <td>1 リットルにつき <u>6</u> ミ</td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	業種	許容限度	1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製	1 リットルにつき <u>6</u> ミ	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 附 則（平成24年11月21日規則第86号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 1,4-ジオキサンについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置された事業所（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、平成24年11月25日から適用する。</p> <p>3 改正後の別表第11による1,4-ジオキサンに係る規制基準については、附則別表の中欄に掲げる業種に属する場合に限り、<u>平成27年 5月24日（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する事業所にあっては、平成26年 5月24日）</u>までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。</p> <p>4 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。 （条例第46条第5項に規定する規則で定める日）</p> <p>5 この規則により新たに特定有害物質となった物質に係る川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第46条第5項に規定する規則で定める日は、施行日とする。ただし、同条第2項の規定は、施行日前に設置されている施設（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）については、当分の間、適用しない。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">排水指定物質の種類</th> <th style="width: 20%;">業種</th> <th style="width: 60%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td><u>感光性樹脂製造業</u></td> <td><u>1 リットルにつき200</u></td> </tr> </tbody> </table>	排水指定物質の種類	業種	許容限度	1,4-ジオキサン	<u>感光性樹脂製造業</u>	<u>1 リットルにつき200</u>
排水指定物質の種類	業種	許容限度											
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製	1 リットルにつき <u>6</u> ミ											
排水指定物質の種類	業種	許容限度											
1,4-ジオキサン	<u>感光性樹脂製造業</u>	<u>1 リットルにつき200</u>											

改正後		改正前	
	造業 エチレングリコール製 造業	リグラム	<u>ミリグラム</u> エチレンオキサイド製 造業 <u>1リットルにつき10ミ リグラム</u> エチレングリコール製 造業 ポリエチレンテレフタ レート製造業 <u>1リットルにつき2ミ リグラム</u> 下水道業（感光性樹脂 製造業に属する特定事 業場（下水道法（昭和 33年法律第79号）第12 条の2第1項に規定す る特定事業場をいう。 備考第2項において 「特定事業場」とい う。）から排出される 水を受け入れているも のであって、一定の条 件に該当するものに限 る。） <u>1リットルにつき25ミ リグラム</u>
備考1	この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。		備考1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
	<u>削除</u>		<u>2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が0.5を超えることをいう。</u> <u>(1) C iとは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出</u>

改正後	改正前
<p><u>2</u> 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第28号に定めるところによるものとする。</p>	<p><u>する水の1,4-ジオキサンの通常値(単位 1リットルにつきミリグラム)</u> <u>(2) Qiとは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 1日につき立方メートル)</u> <u>(3) Qとは、当該下水道に係る排水の通常量(単位 1日につき立方メートル)</u></p> <p><u>3</u> 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第28号に定めるところによるものとする。</p>